

韓国知的財産ニュース 2023 年 6 月後期

(No. 489)

発行年月日：2023 年 7 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2122657）
- 1-2 【法案提出】産業デザイン振興法の一部改正法律案（議案番号：2122752）
- 1-3 【公布】デザイン保護法の一部改正法律（法律第 19494 号）
- 1-4 【公布】発明振興法の一部改正法律（法律第 19495 号）
- 1-5 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2122883）
- 1-6 【公布】発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第 33587 号）
- 1-7 【公布】弁理士法施行令の一部改正令（大統領令第 33588 号）
- 1-8 【公布】特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 511 号）
- 1-9 【立法予告】「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の一部改正法律（案）（産業通商資源部公告第 2023-538 号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁・食薬処、許可・知的財産分野の業務提携を更新締結
- 2-2 第 16 次 IP5 会合、米国ハワイで開催
- 2-3 韓国特許庁・教育部・慶北大、知的財産重点大学の業務提携を締結
- 2-4 韓国特許庁、技術奪取防止セミナーを開催
- 2-5 韓国特許庁、「オンライン審査回答予約システム」を導入する
- 2-6 韓国特許庁、「標準特許戦略普及カンファレンス」を開催
- 2-7 韓国特許庁公務員、特許侵害対応実務を発行する
- 2-8 韓国・ベトナムの特許庁長、二者会合を開催
- 2-9 韓国知的財産保護院の付設組織として「知的財産犯罪捜査支援センター」を開所

- 2-10 韓国特許庁、2023年パブリシティ権契約・侵害現況実態調査結果を発表
- 2-11 韓国特許庁、技術奪取防止策を発表
- 2-12 産学研の専門家が共にする「特許審査品質諮問委員会」を開催
- 2-13 韓国特許庁、「2023年知的財産資料活用創業コンテスト」の授賞式を開催
- 2-14 韓国特許庁・現代自動車、知的財産現場懇談会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 知的財産権保護順位、昨年37位から今年28位へと8年ぶりに最高順位
- 5-2 2022年知的財産IP5のうち韓国がPCT国際調査依頼伸び率で1位

法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2122657）

議案情報システム（2023.6.15.）（6月16日掲載）

議案番号：2122657

提案日：2023年6月15日

提案者：チョ・ジョンフン（時代転換）議員外9人

提案理由

現行法は、産業技術を保護するために通報報奨金制度、損害賠償責任制度、産業技術の流出と侵害行為（以下「産業技術侵害行為」という。）禁止違反に対する罰則規定を置き、産業技術の海外流出通報等に対して予算の範囲内で報奨金を支給し、裁判所は、産業技術侵害行為が故意のものと認められる場合、損害として認められる金額の3倍の範囲内で賠償額を決め、産業技術侵害行為の類型に応じて3年以上の有期懲役に処するとともに15億ウォン以下の罰金を併科するか、15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金に処するよう規定している。

ところが、米国や中国等の主要国間の技術覇権争いの中で先端技術が経済安全保障の中

枢として浮上するに伴って主要国は先端産業の育成に支援を惜しまない一方、国家安全保障の観点で技術保護政策を強化していることから、韓国も産業技術を保護するために現在より強化された措置を取らなければならないとの指摘がある。

したがって、産業技術の海外流出通報等に対する報奨金の上限額を法律に規定して引き上げ、損害賠償責任賠償額の上限を引き上げるとともに、一部の産業技術侵害行為に対する罰金を引き上げることにより、産業技術に対する保護を強化して国・経済の安全保障に貢献しようとするものである。

主要内容

- イ. 政府は、産業技術を海外に流出させた事実を通報した者等に対し、1億ウォンから5億ウォンに報奨金を引き上げて支給できるようにする（案第21条第1項）。
- ロ. 裁判所は、産業技術侵害行為が故意のものと認められる場合、損害として認められる金額の3倍から5倍に賠償額の上限を引き上げて決められるようにする（案第22条の2第2項）。
- ハ. 国家コア技術を海外で使用するか使用させる目的で当該違反行為をした者は、15億ウォン以下から20億ウォン以下に罰金を引き上げて併科し、産業技術を海外で使用するか使用させる目的で当該違反行為をした者は、15億ウォン以下から20億ウォン以下に罰金を引き上げて処罰を強化する（案第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「者等に対し、予算の範囲内で報奨及び報奨金を」を「者等に対し、報奨及び最低1千万ウォンから最高5億ウォンの範囲内で報奨金を」に改める。

第22条の2第2項各号以外の部分中「3倍」を「5倍」に改める。

第36条第1項後段中「15億ウォン」を「20億ウォン」に改め、同条第2項中「15億ウォン」を「20億ウォン」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（報奨金の支給に関する適用例） 第21条の改正規定は、この法律の施行後に通報した場合から適用する。

第3条（損害賠償責任に関する適用例） 第22条の2の改正規定は、この法律の施行後の

産業技術の流出及び侵害行為から適用する。

1-2 【法案提出】産業デザイン振興法の一部改正法律案（議案番号：2122752）

議案情報システム（2023.6.20.）

議案番号：2122752

提案日：2023年6月20日

提案者：パク・ヨンスン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業通商資源部長官が産業デザインの開発促進と振興に向けた総合的計画（以下「産業デザイン総合計画」という。）を策定するようにしている。

ところが、産業デザイン総合計画の重要性にもかかわらず、計画の策定を非定期的に実施しており、計画の具体的な規定が不十分であることから、これを補完する必要があるとの指摘がある。

したがって、産業デザイン総合計画を5年ごとに策定するようにし、総合計画を策定する際に産業デザインの開発促進及び振興のために、基本政策の方向性、振興の目標・対象及び実施方法、基盤構築、制度の策定及び整備、資金の支援、地域振興の内容を含めるようにする（案第3条）。

法律第 号

産業デザイン振興法の一部改正法律案

産業デザイン振興法の一部を次のように改正する。

第3条第1項前段中「に向けた」を「に向けて5年ごとの」に改め、同条第2項各号以外の部分中「産業デザインに関する次の」を「次の」とし、同項第1号中「基本政策」を「産業デザインの開発促進及び振興に向けた基本政策」に改め、同項第2号中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」とし、同項第3号及び第4号をそれぞれ第5号及び第7号とし、同項に第3号及び第4号をそれぞれ次のように新設し、同項第5号（従前の第3号）中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」に改め、同項に第6号を次のように新設し、同項第7号（従前の第4号）中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」に改める。

3. 産業デザインの開発促進及び振興に必要な基盤等の構築に関する事項
4. 産業デザインの開発促進及び振興に必要な制度の策定及び整備に関する事項
6. 地域における産業デザインの開発促進及び振興に関する事項

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-3 【公布】 デザイン保護法の一部改正法律（法律第19494号）

電子官報（2023.6.20.）

国会で議決されたデザイン保護法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年6月20日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19494号

デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「1年」を「3年」に改め、同項にただし書を次のように新設し、同条に第4項を次のように新設する。

ただし、当該関連デザインのデザイン権を設定登録する時に基本デザインのデザイン権が設定登録されていないか、基本デザインのデザイン権が取消、放棄又は無効審決等により消滅した場合は、この限りではない。

④第1項により、基本デザインとのみ類似している2つ以上の関連デザイン登録出願がある場合、それらのデザインの間には、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項は適用しない。

第36条第2項を削除する。

第39条中「第3条第2項によるデザイン登録」を「デザイン登録」に改める。

第48条第4項第1号中「デザイン登録可否決定」を「第62条によるデザイン登録可否決定又は第65条によるデザイン登録決定（以下「デザイン登録可否決定」という。）」に改める。

第50条第2項ただし書中「第36条第2項第1号又は第51条第3項」を「第51条第3項」に改め、同条第4項及び第5項中「第51条」をそれぞれ「第51条、第51条の2又は第51条の3」に改める。

第51条第5項を第6項とし、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）中「第4項の期間内に同項に規定されている書類を」を「第4項又は第5項の期間内に第4項

に規定されている書類又は書面を」に改める。

⑤第3項により優先権を主張した者が、正当な理由により第4項の期間内に同項に規定されている書類又は書面を提出できなかった場合は、その期間の満了日から2か月以内に同項に規定されている書類又は書面を特許庁長に提出できる。

第51条の2及び第51条の3をそれぞれ次のように新設する。

第51条の2（優先権主張の補正及び追加）①第51条第1項から第3項までに基づいて優先権主張をした者は、デザイン登録出願日から3か月以内に当該優先権主張を補正するか追加することができる。

②第1項により優先権主張を補正するか追加した者に対しては、第51条第4項から第6項までを適用する。

第51条の3（優先権主張期間の延長）①第51条第1項により優先権を主張しようとする者が、正当な理由により同条第2項の期間に間に合わなかった場合にその期間の満了日から2か月以内にデザイン登録出願をしたときは、そのデザイン登録出願に対して優先権を主張できる。

②第1項により優先権を主張した者に対しては、第51条第3項から第6項までを準用する。

第62条第3項第6号中「1年」を「3年」に改める。

第66条第1項に後段を次のように新設し、同条に第6項を次のように新設する。

この場合、職権補正は、第48条第1項による範囲内でしなければならない。

⑥職権補正が第48条第1項による範囲を超えるか、明らかに誤っていない事項を職権補正した場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第68条第1項第2号中「第33条、第34条、第35条第2項・第3項」を「第33条から第35条まで」に改める。

第121条第1項第2号中「第33条、第34条、第35条第2項・第3項」を「第33条から第35条まで」に改める。

第186条第3項中「『第62条によるデザイン登録拒絶決定』」を「同項第1号中『第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定（以下「デザイン登録可否決定」という。）』」に、「日から第62条によるデザイン登録拒絶決定」を「日からデザイン登録可否決定」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（関連デザイン等に関する適用例）第35条第1項本文及び第62条第3項の改正規定は、この法律の施行後に関連デザインとして出願したデザイン登録出願から適用する一方、この法律の施行当時に従前の規定により関連デザインとしてデザイン登録が受けられる期間が既に経過した場合は、同じ改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第3条（新規性喪失の例外等に関する適用例）第36条及び第50条第2項の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第4条（条約による優先権主張等に関する適用例）第50条第4項・第5項、第51条第5項・第6項、第51条の2及び第51条の3の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第5条（職権補正等に関する適用例）第66条第1項及び第6項の改正規定は、この法律の施行後に審査官がした職権補正から適用する。

改正理由及び主要内容

自己の基本デザインとのみ類似している関連デザインのデザイン登録出願期間を基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内から3年以内に拡大し、デザイン登録の要件と関連して新規性喪失の例外に対する主張及び書類提出の時期を規定している手続的条項を削除し、共同創作者のほかにデザイン登録が受けられる権利を共有するようになった承継人も共同でデザイン登録出願ができるよう関連条文を整備し、職権補正の範囲を超えるか明らかに誤っていない事項を職権補正した場合に対する無効みなし規定を新設する一方、条約によるデザイン登録出願と関連して優先権を主張した者が正当な理由により期間内に書類又は書面を提出できない場合、その提出期間を2か月延長し、優先権主張をした者はデザイン登録出願日から3か月以内に当該優先権主張の補正又は追加ができるようにし、優先権を主張しようとする者が正当な理由により期間内に優先権主張ができない場合、その期間を2か月追加で付与する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する。

<法制処提供>

1 - 4 【公布】 発明振興法の一部改正法律（法律第 19495 号）

電子官報（2023. 6. 20.）

国会で議決された発明振興法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 6 月 20 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第 19495 号

発明振興法の一部改正法律

発明振興法の一部を次のように改正する。

第50条の6を次のように新設する。

第50条の6（準備金の積み立て）①特許庁長や第50条の5により特許共済事業を委託された機関又は団体は、決算期ごとに将来に支給する返戻金に引き当てるための準備金を計上し、それを別途に積立・運用しなければならない。

②第1項による準備金の積立・運用に必要な事項は、大統領令で定める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許庁長や特許共済事業を委託された機関又は団体は、決算期ごとに将来に支給する返戻金に引き当てるための準備金を計上し、それを別途に積立・運用するようにする。

<法制処提供>

1 - 5 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2122883）

議案情報システム（2023. 6. 26.）

議案番号：2122883

提案日：2023年6月26日

提案者：ク・ジャグン（国民の力）議員外11人

提案理由及び主要内容

現行の法律体系では、一定の要件を満たしている技術の場合は特許登録を通じて「特許法」等で保護しており、特許や商標等として登録はしていないがそれに準ずる保護が必要な権利又は営業秘密の場合は「不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律」を通じて保護している。

ところが、特許権等知的財産権の排他的独占権者の権利を侵害した場合は、使用差止め及び損害賠償請求とともに7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金で処罰しているが、営業秘密のような非登録知的財産権を、不正競争行為を通じて奪取してからそれを特許登録した場合は、しかるべき刑事的制裁措置がないのが実情である。

また、現行法の罰則規定は、民事的救済を補充するという性格を有しているが、処罰の程度が軽いため、その実効性が疑問視されている。特に、両罰規定である法人の特許侵害罪の場合、法人に科される罰金額が侵害した個人の罰金額に比べ3倍にとどまっているため、実効性に欠けるとの指摘がある。

したがって、不正競争行為を通じて得た情報を利用して特許出願した者に対しても処罰し、特許侵害に対する法人の罰金額を個人侵害行為者の5倍に当たる金額に引き上げることにより、中小企業の営業秘密を一層強化しようとするものである（案第229条及び第230条第1号）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第229条の見出し中「虚偽の行為の」を「虚偽の行為等の」に改め、同条中「虚偽やその他の不正行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許取消申請に対する決定又は審決を受けた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に各号を次のように新設する。

1. 虚偽やその他の不正行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許取消申請に対する決定又は審決を受けた者
2. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号又目の不正競争行為を通じて得た情報を利用して特許決定を受けた者

第230条第1号中「3億ウォン」を「5億ウォン」に改める。

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1－6 【公布】 発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第33587号）

電子官報（2023.6.27.）

国務会議の審議を経た発明振興法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年6月27日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

大統領令第 33587 号

発明振興法施行令の一部改正令

発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「発明の評価」を「発明等の評価」に改める。

第6条の4及び第6条の5をそれぞれ削除する。

第8条の5第4項第1号中「韓国知的財産研究院」を「韓国知的財産研究院（以下『韓国知的財産研究院』という。）」に改める。

第9条の11第1号を次のように改める。

1. 法第52条による韓国発明振興会（以下「韓国発明振興会」という。）

第10条第1項中「特許技術事業化斡旋センター」を「特許技術事業化支援センター（以下『事業化支援センター』という。）」に、「産業財産権の斡旋業務に向けた事業に伴う費用」を「法第2条第11号各目に該当するものの斡旋・仲介業務の遂行に必要な費用」に改め、同条第2項及び第3項中「特許技術事業化斡旋センター」をそれぞれ「事業化支援センター」に改める。

第12条第1項前段中「発明の評価機関」を「発明等の評価機関」に、「提出せねば」を「提出しなければ」に改め、同項後段中「確認せねば」を「確認しなければ」に、「添付せねば」を「添付しなければ」に改め、同条第2項第1号各目以外の部分、同号ロ目、同項第2号及び第3号中「発明の評価」をそれぞれ「発明等の評価」とし、同条第4項中「評価対象技術、評価範囲、評価期間等を考慮せねば」を「発明等の評価の対象、範囲及び期間等を考慮しなければ」に改め、同条第5項本文中「要請」を「依頼」とする。

第13条の見出し「(発明評価のために必要な事項)」を「(発明等の評価のために必要な事項)」に改め、同条各号以外の部分中「法第29条第4号」を「法第29条第1項第7号」とし、同条第1号から第3号まで中「発明評価」をそれぞれ「発明等の評価」とし、同条第4号を削除し、同条第5号中「発明評価」を「発明等の評価」に改める。

第14条の2から第14条の6までをそれぞれ次のように新設する。

第14条の2（発明等の評価基準）①法第31条の2第1項による発明等の評価基準（以下「評価基準」という。）は、次の各号と同様である。

1. 法第34条第1項各号のいずれかに該当する発明等の関連技術並びに商標の有用性及び競争力
2. 権利保護の程度
3. 商品化の可能性及び市場性

4. 事業の経済性
5. その他発明等の評価の公正性、客観性及び信頼性を保障するために必要な事項

②第1項による評価基準に関する細部事項は、特許庁長が定めて告示する。

第14条の3（発明等の評価技法の開発及び普及）①特許庁長は、法第31条の3第1項により、発明等の評価技法（以下「評価技法」という。）の開発・普及のために次の各号の事業をすることができる。

1. 評価技法の開発・普及に関する調査及び研究
2. 評価技法に活用されるデータベースの開発・普及
3. 評価技法に関する指針及び説明書の開発・普及
4. その他特許庁長が評価技法の開発・普及のために必要だと認める事項

②特許庁長は、法第31条の3第2項により、評価技法の活用を促進するために次の各号の事業をすることができる。

1. 評価技法を活用した評価モデル及び評価システムの研究・開発
2. 評価技法に対する教育・広報
3. その他特許庁長が評価技法の活用を促進するために必要だと認める事項

第14条の4（発明等の評価に対する調査）①法第31条の4第1項第1号において、「大統領令に定める公共団体」とは、「地方公企業法」第5条に基づく地方直営企業、同法第49条第1項に基づく地方公社及び同法第76条第1項に基づく地方公団をいう。

②法第31条の4第1項第2号において、「大統領令に定める利害関係人」とは、次の各号に該当する者をいう。

1. 発明等の評価を依頼した者
2. 法令又は契約に基づいて当該発明等の評価結果を提供される者

③特許庁長は、法第31条の4第1項による妥当性調査（以下「妥当性調査」という。）に着手した場合は、着手日から10日以内に当該評価機関、当該発明等の評価を依頼した者及び妥当性調査を要請した者に次の各号の事項を通知しなければならない。

1. 妥当性調査の理由
2. 妥当性調査に対し意見を提出できるということと意見を提出しなかった場合の処理方法
3. 妥当性調査業務を遂行する法第31条の6に基づく評価管理センター（以下「評価管理センター」という。）の住所及び連絡先
4. その他特許庁長が妥当性調査のために必要だと認める事項

④第3項による通知を受け取った者は、通知を受け取った日から10日以内に特許庁長に意見を提出することができる。

⑤特許庁長は、妥当性調査を完了した場合は、当該評価機関、当該発明等の評価を依頼した者及び妥当性調査を要請した者にその結果を遅滞なく通知しなければならない。

⑥法第31条の4第3項において、「大統領令に定める理由」とは、次の各号のいずれかに

該当する場合をいう。

1. 犯罪の捜査と公訴の提起及び維持のために必要な場合
2. 法院の裁判業務遂行のために必要な場合
3. 妥当性調査の結果を要請した法第31条の4第1項第1号による国等の業務と直接の関連があると判断される場合
4. その他特許庁長が必要だと認める場合

⑦法第31条の4第4項による標本調査（以下「標本調査」という。）は、次の各号の順番に応じて実施する。

1. 標本設計
2. 標本抽出
3. 標本収集及び調査
4. 標本調査結果の分析

⑧特許庁長は、標本調査を完了した場合は、標本調査の結果を当該評価機関に通知しなければならない。

⑨第7項及び第8項に規定している事項以外に標本調査に必要な細部事項は、特許庁長が定めて告示する。

第14条の5（評価情報体系の構築・運営）①評価機関は、法第31条の5第2項本文により、発明等の評価結果書の発行日から30日以内に発明等の評価結果書及び関連資料を法第31条の5第1項による評価情報体系（以下「評価情報体系」という。）に電子的に登録する方法で提出しなければならない。

②特許庁長は、評価情報体系に登録されている評価結果書及び関連資料の補完を評価機関に要請することができる。この場合、要請を受けた評価機関は、要請を受けた日から20日以内に補完された評価結果書及び関連資料を評価情報体系に登録しなければならない。

③法第31条の5第2項ただし書において、「個人情報の保護等、大統領令に定める正当な理由がある場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 「個人情報保護法」第3条に基づいて保護が必要な個人情報の場合
2. 他法令や判決に基づいて情報の提出又は共有が禁止されている情報の場合
3. 第三者の正当な利益を侵害するおそれがある情報の場合

④法第31条の5第3項において、「妥当性調査、標本調査等、大統領令に定める理由」とは、次の各号の理由をいう。

1. 妥当性調査
2. 標本調査
3. 法第28条第1項による評価機関の指定
4. 法第31条第1項による評価機関の指定取消又は業務停止
5. 法第31条の5第2項による評価結果書及び関連資料の提出

6. その他特許庁長が発明等の評価管理のために必要だと認める事項

⑤評価情報体系に情報を登録し確認する細部の手続及びその他の事項は、特許庁長が定めて告示する。

第14条の6（評価管理センター）①法第31条の6第1項により評価管理センターを置く機関や団体は、次の各号の機関や団体のうち特許庁長が告示する機関や団体とする。

1. 韓国知的財産研究院
2. 韓国発明振興会
3. その他発明等の評価に対する調査・管理等に関する業務の遂行に必要な専門人材と専担組織を揃えていると特許庁長が認める機関又は団体

②評価管理センターに評価管理センターの長を置き、評価管理センターの長は、評価管理センターを置いている機関や団体の定款に定めるところに従って選任する。

③評価管理センターを置いている機関や団体は、評価管理センターの事業遂行実績を翌年3月末日までに特許庁長に報告しなければならない。

④法第31条の6第2項第6号において、「大統領令に定める業務」とは、次の各号の業務をいう。

1. 発明等の評価需要の調査及び分析
2. 発明等の評価関連情報の共同活用及び普及
3. 発明等の評価関連専門人材の育成
4. その他特許庁長が発明等の評価管理のために必要だと認める事項

第18条の見出し「(特許技術事業化斡旋センター)」を「(事業化支援センター)」に改め、同条第1項各号以外の部分中「特許技術事業化斡旋センター」を「事業化支援センター」とし、同項第3号ロ目中「発明の評価機関」を「評価機関」とし、同条第2項中「特許技術事業化斡旋センター」をそれぞれ「事業化支援センター」に改め、同条第3項中「特許技術事業化斡旋センター」をそれぞれ「事業化支援センター」に、「報告せねば」を「報告しなければ」に改め、同条第4項中「特許技術事業化斡旋センター」をそれぞれ「事業化支援センター」に改める。

第19条の6第1項を次のように改める。

①法第40条の3第4項によるサービス業専門機関に対する行政処分の基準は、別表9と同様である。

第28条の2第1項中「法第9条の2第4項」を「法第40条の3第4項」に改める。

第29条第1項に第4号の2を次のように新設する。

4の2. 法第28条第1項による評価機関の指定申請の受付

第29条第2項第1号及び第2号をそれぞれ第3号及び第4号とし、同項に第1号及び第2号をそれぞれ次のように新設する。

1. 法第40条の3第1項第1号による産業財産権サービス業専門人材の育成に関する業務
2. 法第40条の3第1項第2号による産業財産権サービス業の海外進出促進に関する業務

第29条の2を削除する。

別表1を削除する。

別表7第2号ロ目の違反事項欄中「発明の技術性と事業性に対する評価能力」を「発明等の評価を遂行する能力」に改め、同号にハ目を次のように新設する。

ハ．法第31条の2による基準に違反して発明等の評価を遂行した場合	法第31条第1項第3号	警告	業務停止2か月	業務停止6か月	指定取消
----------------------------------	-------------	----	---------	---------	------

別表9第1号ニ目後段中「法第40条の3第4項により準用される法第9条の2第4項第1号」を「法第40条の3第4項第1号」に改め、同表第2号イ目の根拠法条文欄中「法第40条の3第4項及び第9条の2第4項第1号」を「法第40条の3第4項第1号」とし、同号ロ目の根拠法条文欄中「法第40条の3第4項及び第9条の2第4項第2号」を「法第40条の3第4項第2号」とし、同号ハ目の違反事項欄中「満たない」を「達していない」に改め、同目の根拠法条文欄中「法第40条の3第4項及び第9条の2第4項第3号」を「法第40条の3第4項第3号」とする。

別表10第1号ニ目後段中「法第9条の2第4項第1号」を「法第40条の3第4項第1号」に改め、同表第2号イ目の根拠法条文欄中「第9条の2第4項第1号」を「第40条の3第4項第1号」とし、同号ロ目の根拠法条文欄中「第9条の2第4項第2号」を「第40条の3第4項第2号」に改め、同号ハ目の違反事項欄中「満たない」を「達していない」に改め、同目の根拠法条文欄中「第9条の2第4項第3号」を「第40条の3第4項第3号」とする。

別表11第2号ホ目からト目までをそれぞれヘ目からチ目までとし、同号にホ目を次のように新設する。

ホ．正当な理由なしに法第31条の5第2項に違反して評価結果書及び関連資料を提出しなかったか、虚偽で提出した場合	法第60条第2項	50	100	150
---	----------	----	-----	-----

別紙第2号書式及び別紙第3号書式をそれぞれ削除する。

別紙第3号の5書式の見出し「発明の評価機関の指定申請書」を「発明等の評価機関の指定申請書」に改め、同書式中「発明の評価機関の指定を」を「発明等の評価機関の指定を」に改める。

附 則

第1条（施行日） この令は、2023年7月4日から施行する。

第2条（他法令の改正） ①国土交通科学技術育成法施行令の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号ロ目中「発明の評価機関」を「発明等の評価機関」に改める。

②信用情報の利用及び保護に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「発明の分析・評価」を「発明等の評価」に改める。

改正理由及び主要内容

発明の事業化を促進し、知的財産評価の専門性を強化するために、出願中か登録済みの発明、営業秘密等の特許技術及び商標の経済的価値を評価できるようにし、発明等の評価を効率的に管理できるよう評価管理センターを設置して評価情報体系を構築・運営する等の内容に「発明振興法」が改正（法律第 19164 号、2023. 1. 3. 公布、7. 4. 施行）されたことを受け、発明・営業秘密等の特許技術及び商標の評価基準を特許技術・商標の有用性、権利保護の程度、商品化の可能性及び市場性等として定め、評価管理センターを置いている機関や団体は、韓国知的財産研究院、韓国発明振興会及びその他特許庁長が認める機関又は団体のうち特許庁長が告示する機関や団体とし、発明等の評価基準に依拠して発明等の評価を実施した評価機関は、評価結果書及び関連資料を評価情報体系に登録する方法で特許庁長や評価管理センターの長に提出するようになる一方、特許庁長は発明等の評価技法の開発・普及に必要な調査及び研究、評価技法に活用されるデータベースの開発・普及に関する事業ができるようになる等、法律に委任されている事項とその施行に必要な事項を定めようとするものである。

<法制処提供>

1-7 【公布】 弁理士法施行令の一部改正令（大統領令第 33588 号）

電子官報（2023. 6. 27.）

国務会議の審議を経た弁理士法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 6 月 27 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

大統領令第 33588 号

弁理士法施行令の一部改正令

弁理士法施行令の一部を次のように改正する。

第13条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設

する。

②法第6条の2第4項による合同事務所の設置を申告しようとする弁理士は、合同事務所の規約を特許庁長に提出しなければならない。

③第2項による規約に定めなければならない事項とその他合同事務所の管理等に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。

第24条第2項に第5号の2を次のように新設する。

5の2. 法第6条の2第4項による合同事務所設置申告の受付

附 則

この令は、2023年7月4日から施行する。

改正理由及び主要内容

弁理士業務の効率的な遂行のために、弁理士2人以上で構成される合同事務所を設置できるようにし、合同事務所を設置しようとする弁理士は特許庁長に申告するようになる等の内容に「弁理士法」が改正（法律第19165号、2023.1.3.公布、7.4.施行）されたことを受け、合同事務所の設置を申告しようとする弁理士は、合同事務所の規約を特許庁長に提出するようにし、合同事務所設置申告の受付に関する特許庁長の業務を弁理士会に委託するようにする等、法律に委任されている事項とその施行に必要な事項を定めようとするものである。

<法制処提供>

1-8 【公布】特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第511号）

電子官報（2023.6.28.）

産業通商資源部令第511号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年6月28日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「システムサッシ」を「生活ビューティー用品」に改め、同条第8項中「写真印刷装置」を「カメラ表示装置」に改める。

第13条第4項中「応用システム、検索・データベース」を「制御、コンピューターセキュリティ」に、「制御及びデータ処理」を「入出力及びコンピューター応用」に改める。

第14条第3項中「機能性素材、バイオ素材、有機素材、化学素材及び化粧品素材」を「有機素材、バイオ素材、医薬素材、化粧品素材及び化学素材」に改め、同条第4項中「合成医薬、バイオ医薬品、製剤」を「バイオ医薬、製剤医薬」に、「精密医薬」を「合成医薬」に、「関する審査」を「関する審査、『特許法』第89条による許可等による特許権の存続期間の延長に関する審査」に改め、同条第5項中「ナノ材料、触媒化学、硬化処理、無機化学及びセラミックス」を「錯体化学、コーティング材、接着材料、有機光源材料及び炭素ナノ材料」に改め、同条第6項中「発光体、エネルギー変換」を「光エネルギー、エネルギー変換及び燃料電池」とし、同条第7項中「高分子合成、高分子素材、高分子応用、有機化合物」を「機能性高分子、ポリオレフィン、高分子組成物、高分子加工」に改める。

第15条第5項中「海洋プラント」を「ジオシステム」に改め、同条第7項中「工作制御」を「動力推進」とし、同条第9項中「計測試験、光学測定、測定分析」を「化学バイオ分析、計測機械、物性分析」に改め、同条第10項中「材料分析」を「金属加工」とする。

第22条の見出し中「開放型職位」を「開放型 職位」とし、同条第1項中「3名」を「2名」に改め、同条第2項中「『開放型職位及び公募職位の運営等に関する規定』」を「『開放型職位及び公募 職位の運営等に関する規定』」に、「産業財産データ管理課長、産業財産国際出願課長、生活デザイン審査課長、コンピューター審査課長、通信審査課長」を「生活デザイン審査課長、コンピューター審査課長」に改める。

附 則

第1条（施行日） この規則は、公布の日から施行する。

第2条（開放型職位に関する経過措置） 第22条第2項の改正規定に伴い、開放型職位から除外される職位のうち産業財産国際出願課長の職位は、第22条第2項の改正規定にもかかわらず、当該職位に在職している任期付き公務員の勤務期間が満了する日又は免職等により当該職位に欠員が発生する日の前日まで任期付き公務員として補することができる職位とみなす。

改正理由及び主要内容

特許庁の効率的な組織及び人員運営のために、産業財産データ管理課長、産業財産国際出願課長、通信審査課長及び特許庁の所属機関である特許審判院の高位公務員団に属する一般職公務員として補する審判長 3 名のうち 1 名を開放型職位から除外することで、特許庁の下部組織の分掌事務の一部を整備しようとするものである。

1-9 【立法予告】「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の一部改正法律（案）
（産業通商資源部公告第 2023-538 号）

電子官報（2023. 6. 28.）

産業通商資源部公告第 2023-538 号

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の一部改正法律（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 6 月 28 日

産業通商資源部長官

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の一部改正法律（案）の立法予告

1. 改正理由

現行法は、国内外の市場に占める技術的・経済的価値が高いか、関連産業の伸び代が大きくて海外に流出する場合に国の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を及ぼすおそれがある技術を国家コア技術として指定し管理している。

ところが、韓国から外国人への技術移転及び韓国の私募ファンドによる技術保有機関の買収・合併等の技術流出形態は多様化している一方、現行法にはこれらを規制する根拠がない状況である。

また、国家コア技術を保有していても、対象機関が国家コア技術判定を進めないか、意図的に回避する場合、これを国家コア技術として判定されるようにする法的根拠がないため、国家コア技術及び保有機関の管理にも空白が発生している。

現行法は、国家コア技術及び産業技術を海外で使用するか使用させる目的で流出させる等の行為に対し処罰しているが、目的の立証が困難であることから、技術流出への対応を弱めているとの指摘が提起されている。

これとともに、技術流出を紹介・斡旋・誘引する場合も処罰することで、技術流出を目的とする転職斡旋を予防することの必要性が提起されている。

2. 主要内容

- イ. 施行令等に規定している「外国人」、「国家コア技術の輸出」、「海外買収・合併、合弁会社等外国人投資」の概念を法律に定義する（案第 2 条）。
- ロ. 産業通商資源部長官が対象機関に、当該機関が保有している技術が国家コア技術に該当するかに対する判定を申請するよう通知できるようにする根拠規定を設ける（案第 9 条の 2 新設）。
- ハ. 国家コア技術の保有機関を登録・管理できる根拠規定設ける（案第 9 条の 3 新設）。
- ニ. 国家コア技術の輸出審議の際に条件を付けられる根拠を法律に規定し、審議結果を通知される前まで輸出の履行が禁止されることを明確に規定する（案第 11 条改正）。
- ホ. 国家コア技術の対象機関に対する海外企業買収・合併時の対象機関と外国人が共同で承認申請するようにし、国の安全保障だけでなく、国民経済的な波及効果まで検討して承認するように規定する（案第 11 条の 2）。
- ヘ. 国家コア技術の輸出及び海外企業買収・合併の承認又は申告受理時に付けられた条件の履行を確認できる根拠を設ける（案第 11 条の 3 新設）。
- ト. 国家コア技術の保護措置及び国家研究開発事業の保護管理と関連して改善勧告を受けた対象機関がそれを履行しない場合、産業通商資源部長官が是正命令を下せるようにする（案第 13 条）。
- チ. 国家コア技術を指定された場所の外に無断で流出させるか、技術流出を紹介・斡旋・誘導した行為も侵害行為に含まれるように規定する（案第 14 条）。
- リ. 国家コア技術及び産業技術の海外流出犯罪構成要件を目的犯から故意犯に変更することで、海外で使用するか使用されることを知りながらも流出させる場合、処罰対象になるようにする（案第 36 条）。
- ヌ. 第 9 条の 2 による判定申請書類を提出しないか、第 9 条の 3 による国家コア技術保有機関の登録申請をしなかった場合等を過料の賦課対象に追加されるようにする（案第 39 条）。
- ル. 国家コア技術対象機関の海外企業買収・合併に対する産業通商資源部長官の中止・禁止・原状回復命令を不履行の際に、履行強制金が科せるようにする（案第 40 条）。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023 年 8 月 7 日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を産業通商資源部長官に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

ニ. 提出意見の送り先

住所：(〒30118) 世宗特別自治市ハンヌリ大路 402 政府世宗庁舎、産業通商資源部
技術安保課クォン・ハニム事務官宛

電子郵便：artemis@motie.go.kr

4. その他事項

改正案に対する詳細は、産業通商資源部技術安保課（電話：044-203-4854）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁・食薬処、許可・知的財産分野の業務提携を更新締結

韓国特許庁（2023. 6. 16.）

特許庁と食薬処、医薬品の許可と知的財産の保護に向けて手を組む！

韓国特許庁と食品医薬品安全処（食薬処）は、6月16日金曜日、韓国製薬産業の発展を支援し、医薬品の許可・知的財産分野での相互協力を強化するための業務提携を更新締結する。

特許庁と食薬処は、2014年に初の業務提携を締結し、医薬品許可特許連携制度の改善および業務提携、医薬品の許可・特許情報の共有、製薬企業支援事業での協力など、韓国医薬品許可特許連携制度（※）の発展に向けて相互協力してきた。

※医薬品許可特許連携制度：医薬品の許可段階で特許侵害の有無を考慮する制度として、米韓自由貿易協定（FTA）の締結に伴い、2015年から本格的に実施している

業務提携により、これまで、特許リスト登録特許権審判事件の優先処理（※）や食薬処の医薬品安全ナラに特許庁の特許情報検索サービス（KIPRIS）を連携させた特許・審判情報の提供など、業界への支援に向けた体系と情報提供システムを改善する成果があった。

※許可特許連携関連審判を迅速に処理するため、「審判事務取扱規定」（特許庁訓令）を改正（2015. 3）

特に、今回業務提携の更新により、医薬品関連特許権の存続期間延長に関する情報交流、医薬品の許可および知的財産権分野の政策諮問、提携の自動延長に関する事項などの内容を追加することで、業務提携の履行事項を強化する。

特許庁長は、「製薬・バイオ産業は韓国の未来に向けたコア成長エンジンであり、知的財産は製薬・バイオ産業の国家競争力を確保するカギだ」とし、「特許庁は、これからも食薬処と持続的に協力し、一層活発に交流することで、製薬企業のコア特許確保を後押ししていきたい」と述べた。

食薬処長は、「今回の業務提携の更新が両機関の相互協力関係をより一層強固なものにし、一緒に発展できる契機になることを期待する」とし、「専門性にに基づいたレベルの高い医薬品安全管理と規制のイノベーションを基に、韓国の製薬企業がグローバル市場で競争力を確保できるよう、最善を尽くしてサポートしたい」と話した。

特許庁と食薬処は、業務提携の内容を忠実に履行するために定例的に協議会を開催し、今後も医薬品分野の国際規制対応能力を強化するとともに、韓国製薬産業の発展を支援するために積極的な協力を続けていく予定である。

2-2 第16次 IP5 会合、米国ハワイで開催

韓国特許庁 (2023. 6. 16.)

IP5、気候変動への対応に向けて力を合わせる

韓国をはじめとする欧州、日本、中国、米国の特許庁でつくる特許先進5庁 (IP5) の庁長は、6月14日と15日 (現地時間)、米国ハワイで産業界の代表 (※) とのジョイントミーティングと庁長会談を開催し、気候変動などに効果的に対応するための知的財産の役割と今後の協力方向性について話し合った。

※韓国知識財産協会 (KINPA)、米国知的財産権者協会 (IPO)、米国知的財産権法協会 (AIPLA)、日本知的財産協会 (JIPA)、中国專利保護協会 (PPAC)、ビジネスヨーロッパ (BE)

特許先進5庁 (IP5) : 世界中の特許出願の約85%を占める知的財産分野5か国のグループである。韓国特許庁は、世界第4位に当たる規模の特許申請を担当する先進知的財産機関として、欧州、日本、中国および米国の特許庁と共に2007年度に特許先進5庁連合 (IP5) を設立し、「ユーザーフレンドリーなグローバル知的財産エコシステムづくり」をリードしている。

昨年 IP5 は、初めて人類共同の挑戦課題である国連持続可能な発展目標 (※) の実現に向けた知的財産の役割と今後の協力方向性について議論したが、今年は、「気候変動への対応に向けた知的財産の役割」を IP5 の戦略的テーマとすることで、持続可能な発展目標の実現に向けた具体的な方策に関する議論を本格的に始めた。

※人間、地球、繁栄、平和、パートナーシップという 5 つの領域で持続可能な発展の理念を実現するための 17 の目標と 169 の細部目標（2015 年第 70 次国連総会で決議）

【気候変動への対応に向けた協力方向性の議論】

IP5 の庁長は、産業界の代表とのジョイントミーティングと庁長会合を通じて気候変動に対応するための各庁の取り組みを紹介し、今後の協力案について意見を交わした。特に、韓国特許庁長は、「韓国型カーボンニュートラルにおける 100 大コア技術の選定」など韓国政府のカーボンニュートラルに向けた最近の取り組みを紹介し、グリーン技術分野発明の速やかな権利化を支援するための優先審査制度や円滑な事業化に向けた知的財産金融事業など、知的財産分野の関連政策を説明した。また、今後グリーン技術分野の特許データを体系的に整理・蓄積するための韓国型グリーン技術特許分類（KPC：Korean Patent Classification）体系を構築することで先行技術検索の正確性と効率性を高め、特許出願の動向を効果的に把握するという青写真も発表し、IP5 加盟国と産業界から共感と支持を得た。

【人工知能発明家の認否など、その他の議論】

今回の会合では、韓国が提案した新規課題である「人工知能が介入した発明に対し、当該人工知能を発明家として認めるか否かの研究（Inventorship of AI generated inventions）」が最終承認された。これを通じて、IP5 の「先端技術/人工知能ロードマップ（NET/AI Roadmap）の樹立」を主導したことがある韓国が先端技術に関連する議論を継続してリードできるきっかけができた。また、IP5 は、これまで審査協力および制度調和に焦点が当てられていたビジョン宣言文（Vision Statement）に「持続可能な発展の実現」を明示することに合意した。これにより、IP5 が気候変動など人類共同の問題を解決するために知的財産分野でさまざまな協力ができる根拠が設けられた。同時に、知的財産サービスの主なユーザーである産業界との体系的なコミュニケーション方法も議論され、今後、グローバル知的財産制度の発展に向けた官民協力が一層円滑に行われると期待される。

特許庁長は、「クリエイティブなアイデアを有する企業の成長を通じてイノベーションがイノベーションにつながる経済発展の好循環体系が実現するには、イノベーションの産物である特許出願の 85%を担う IP5 間の緊密な協力が欠かせない」とし、「2024 年に韓国で開催される第 17 次 IP5 特許庁長会合の準備に万全を期することで、韓国企業にやさしいグローバル知的財産環境を整える一方、知的財産先導国としての地位をさらに高めたい」と述べた。

2-3 韓国特許庁・教育部・慶北大、知的財産重点大学の業務提携を締結

韓国特許庁（2023. 6. 19.）

知的財産人材の育成も地方時代！

地域のコア産業分野の知的財産融合人材を育成する「知的財産専門人材育成重点大学（以下『知的財産重点大学』）」が大邱・慶北地域に普及し、電子情報デバイス・未来自動車転換部品産業の知的財産融合人材がより体系的に育成される見通しである。

韓国特許庁は、教育部、慶北大学と共に6月19日月曜日午後2時、慶北大学（大邱）で大邱・慶尚北道（慶北）地域のイノベーション成長をけん引する「知的財産重点大学」の支援に対する業務提携を締結すると発表した。

「知的財産重点大学」は、地域のコア産業と連携した知的財産融合学位課程（学士・修士・博士）の構築や大学別に特化した知的財産教育プログラムの開発などを通じて地域オーダーメイド型の知的財産融合人材を育成する事業である。

特許庁は教育部の「自治体・大学の協力基盤地域イノベーション事業」と連携して2021年から知的財産重点大学を選定（※）してきており、今年は慶北大学を大邱・慶北圏域の知的財産重点大学として新規選定した。

※慶尚国立大（蔚山・慶南）、全南大（光州・全南）、忠北大（忠北）、忠南大（大田・世宗・忠南）

慶北大学は知的財産融合専攻を開設・運営し、共有大学の大邱慶北イノベーション大学（DGM 共有大学、嶺南大学等地域内の23校が参加）を通じて知的財産教科目を普及させる予定である。また、大邱・慶北地域の戦略産業である電子情報デバイス・未来自動車転換部品分野の地域イノベーション機関と連携した産学協力教育プログラムも運営することで、地域オーダーメイド型の知的財産融合人材を育成する計画である。

特許庁長は、「知的財産重点大学が地域のコア産業分野に必要な知的財産融合人材を体系的に育成すると期待される」とし、「特許庁はこれからも地域のバランスの取れた発展と未来産業を導いていく知的財産融合人材の育成に向けた支援を惜しまない考えだ」と述べた。

2-4 韓国特許庁、技術奪取防止セミナーを開催

韓国特許庁（2023.6.20.）

技術奪取を防ぐために企業・専門家が知恵を絞る

韓国特許庁は、6月20日火曜日14時、韓国知的財産センター（ソウル）で「技術奪取防止セミナー」を開催すると発表した。

セミナーは、最近、企業によるイノベーションの根幹を揺るがすアイデア・技術奪取問題が持続的に発生している中、技術奪取問題に対する企業と専門家の意見を聞き、解決策を模索するために企画された。

セミナーは、技術紛争企業事例の発表、技術奪取の防止に向けた改善案の提言、紛争調停優秀事例および改善案の提言、技術奪取防止に対する特許庁の検討事項、技術奪取問題の解決に向けた自由討論の順で進められる。

最初の発表では、現在技術紛争を経験している企業3社の紛争事例と特許庁技術警察の捜査事例を基に、大企業・中小企業間の紛争だけでなく、大企業・海外企業間の紛争、中小企業・中小企業間の紛争など、多様な技術紛争の事例について議論し、それを基に企業が現場で感じているさまざまな隘路が紹介される。

2番目の発表では、財団法人傾聴の弁護士が企業の苦情に対する解決策として、行政調査範囲の拡大および実効性の強化、証拠収集制度の改善、行政調査および捜査機関などの部外横断的な協議体の構成、不正競争防止法上アイデア登録システムの構築など、技術奪取の防止に向けた10の改善事項を提言する。

3番目の発表では、産業財産権紛争調停委員が紛争調停制度を通じて企業間の技術紛争を迅速かつ円満に解決した優秀事例を紹介する一方、合理的な理由なしに調停に応じない場合における特許庁の職権調査・捜査開始、効率的な調停に向けた紛争当事者の参加率の向上など、産業財産権紛争調停制度の発展に向けた改善必要事項を発表する。

その後、特許庁から企業・専門家の提言事項に対する検討事項を発表し、参加者の技術奪取問題解決策に対する自由討論が続く。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「技術奪取は企業の成長根幹を揺さぶる問題だ」とし、「セミナーで議論された内容を基に、6月末にも、技術奪取防止策を作成して発表する」と述べた。

2-5 韓国特許庁、「オンライン審査回答予約システム」を導入する

韓国特許庁（2023.6.21.）

コロナ禍に導入した電話面談、ビデオ面談の場所拡大措置も継続へ

韓国特許庁は、6月21日水曜日に、特許審査分野の積極行政の一環として、出願人や代理人が電話以外の手段でも審査官とコミュニケーションをとることができるように、7月より「オンライン審査回答予約システム」を本格導入することを発表した。

オンライン審査回答予約システムは、出願人や代理人が、電子出願プラットフォーム「特許路 (www.patent.go.kr)」に問い合わせ事項 (通知書の内容、審査処理予測期間など) と受信できる連絡先を入力・申請すると、希望日時に審査官から電話で回答を受け取るシステムを意味する。

【「オンライン審査回答予約システム」活用の流れ】

特許顧客 (出願人、代理人等)		審査官 (回答時間の決定 /単純問合せへの回答)	→ システム		審査官 (電話 回答)
回答希望日時 (3つ) の提示、質問事項及び 連絡先の記入	→	①回答時間の決定 ②回答内容の入力 (単純 問合せの場合)	→ 顧客に回答 時間を自動 発信	→	回答時 間に審 査官が 直接電 話
			→ 顧客に回答 (SMS、電子 メール等)		

※①で時間が取れない場合、システムから時間再選択の案内を発信し、顧客は回答希望日時 (3つ) を再度提示する

このシステムを利用すれば、審査官が十分に事前検討を行うことができるため、正確かつ質の高い回答を受け取ることができる。また、オンラインでのコミュニケーションが活発になっている中、回答が簡単な場合には SMS と電子メールを通じて返信を受け取ることにもできるため、審査官とのコミュニケーションがさらに便利になると期待される。

オンライン審査回答予約システムは、4月に試験的に導入した「審査官相談申請システム」の不便なところを改善して正式に運営するシステムであり、特許路 (www.patent.go.kr) にアクセスして利用 (※) することができる。下半期には、発送する審査関連書類に QR コードを導入することで、より簡単にアクセスできるようにする予定である。

※申請/提出-面談申請/情報提供-審査回答予約から申請する

また、社会的距離確保措置により対面による面談が制限された時、コミュニケーションを続けるために一時的に許容した電話面談方式と、ビデオ面談の利用場所の拡大（※）措置をコロナ以降にも継続することにした。これは、毎年増加（※※）傾向にある全体面談申請件数と、電話面談の利用経験のある出願人や代理人の肯定的な評価を反映して推進されたものである。

※従来、特許庁のソウル事務所など利用できる場所が制限されたが、申請人の自宅・事務室まで拡大された。

※※面談申請件数（件）：（2020年）4,106→（2021年）5,786→（2022年）6,450

韓国特許庁の特許審査企画局長は、「コロナ以降も出願人、代理人と審査官とのコミュニケーションが正確にできるように努力していきたい」と述べながら、「出願人や代理人などが利用できる審査関連コミュニケーション手段を多様化・改善して、強力な知的財産権を確保することができるように支援していきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁、「標準特許戦略普及カンファレンス」を開催

韓国特許庁（2023.6.21.）

標準特許、韓国はこのように作り出す！

今年初開催、「標準特許創出支援事業」の優秀事例などを発表

韓国特許庁は、6月22日（木曜）14時にエルタワーのエルハウスホールで「標準特許（※）戦略普及カンファレンス」を開催すると発表した。

※国際標準化機構で定めた標準技術を含む特許であって、当該技術は関連製品の生産の上で必須になる。

カンファレンスは、韓国特許庁の「標準特許創出支援事業」の優秀事例および企業の研究開発（R&D）-標準-特許の連携戦略（※）を発表し、標準特許に対する認識の向上とともに韓国における産・学・研（産業界・学界・研究分野）の標準特許創出能力をより一層高めるため、2023年に初めて企画された。

※研究開発（R&D）を通じて優れた特許技術を作り出し、これを国際標準として反映させて標準特許を確保する戦略

カンファレンスは、①標準特許創出支援事業の優秀参加機関を授賞、②標準特許に関する特別講演、③大企業や公共研究機関の標準化（標準特許）戦略、④支援事業の優秀事例、⑤海外における標準特許関連制度の動向などの内容で構成される。

標準特許創出支援事業の優秀参加機関としては、最終的に WILUS 標準技術研究所、M for us、安東大学のキム・チェヒョン教授の研究室が選定されて受賞する。

特別講演では、チョン・サンテ弁護士より 4 月の大法院判決で終止符を打ったクアルコムと公正取引委員会との間における特許乱用行為に関する事件についての発表がある予定である。

SKT (6G)、韓国電子通信研究院 (没入型メディア)、現代自動車 (自動車産業) の標準化および標準特許戦略に関する講演が続き、韓国産業通商資源部長官賞を受賞する WILUS 標準技術研究所の代表が「標準特許創出支援事業」の優秀支援事例を発表する。

韓国知識財産研究院は、4 月 27 日に欧州委員会 (EC) が発議した標準特許ライセンスに関する新規法案について紹介する予定である。

韓国特許庁の次長は「情報文化技術 (ICT) の融合が一般化するにつれ、標準特許の影響範囲が広がっている」とし、「国の標準特許競争力を高めるために標準特許創出と認識向上に向けて持続的に努力する」と述べた。

2-7 韓国特許庁公務員、特許侵害対応実務を発行する

韓国特許庁 (2023. 6. 21.)

特許審判院の首席審判長であるクォン・オヒ局長が審査・審判業務を行って積んできた経験とノウハウを基に、「権利範囲確認審判と特許侵害実務」と題した冊子を発行した。

本書は、過去の特許訴訟判例分析に基づき、特許権の権利範囲解釈による特許出願戦略とともに特許侵害発生時における各段階別の審判・訴訟戦略および対応策を紹介している。

特に、本書には、特許発明の権利範囲解釈方法、確認対象発明の特定方法、自由実施技術の抗弁、均等侵害の判断方法、出願経過禁反言について分析した内容、そして特許侵害発生時に各段階で活用できる対応策が盛り込まれている。

2-8 韓国・ベトナムの特許庁長、二者会合を開催

韓国特許庁 (2023. 6. 22.)

包括協力 MOU の締結、PPH 延長の合意

韓国特許庁は、6月22日午前10時（現地時間）、ベトナムのハノイでベトナム知的財産庁（Intellectual Property Office of Viet Nam）と二者会談を開き、知的財産権の保護や知的財産分野の経験とノウハウの共有、審査能力の強化などを内容とする包括協力MOU（業務提携）を締結した。また、両庁長は、特許の迅速かつ効果的な審査に向けたPPH（特許審査ハイウェイ）（※）の延長文書にも署名した。

※Patent Prosecution Highway：2か国以上に出願された発明に対し、第1国で特許可能と判定されれば、第2国でそれを活用して速やかに審査する制度

【韓国・ベトナムの知的財産分野における包括協力MOU（業務提携）の締結】

韓国・ベトナムの知的財産包括協力MOUには、韓国とベトナムが加盟国として参加し、2022年に発効したRCEP（地域的な包括的経済連携）協定における知的財産権関連条項の円滑な履行に向けた協力など、最新の政策環境の変化に伴う内容が反映された。これを受け、特許権・商標権・産業デザイン権等知的財産権の保護に関するRCEP協定の条項を履行するための緊密な協力が行われ、現地で韓国企業の知的財産権保護に役立つものと期待される。

【韓国・ベトナムのPPH（特許審査ハイウェイ）延長文書に対する合意】

両庁長は、2019年から施行されているPPHを今年から2年延長する文書にも署名した。これを受け、韓国とベトナムの市場に進出しようとする両国の企業は、迅速かつ高品質の特許審査サービスを持続的に受けられるとみられる。

【韓国・ベトナムの商標専門家会合再開に対する合意】

コロナ禍により中断されていた商標専門家会合を再開することにも合意した。今後、両庁間で商標分野における制度改善事項、審査実務の経験とノウハウなどの共有が可能になり、ベトナム市場に進出する韓国企業の商標権が一層効果的に保護される協力基盤が設けられると予想される。

特許庁長は、「ベトナムは韓国の3大貿易相手国の一つとして、韓国企業にとって非常に重要な市場であるが、最近、商標権侵害や商標の冒認出願などにより現地で経済的被害が増えている」とし、「二者会合を通じて両庁が知的財産の迅速かつ正確な登録、知的財産権保護など、多様な分野で緊密に協力してベトナム現地で韓国企業に友好的な経営環境が整うよう最善を尽くしたい」と述べた。

2-9 韓国知的財産保護院の付設組織として「知的財産犯罪捜査支援センター」を開所
韓国特許庁（2023.6.23.）

韓国特許庁、知的財産犯罪の迅速・正確な捜査に拍車をかける！

韓国特許庁は、高度化・知能化している知的財産犯罪への対応強度を高めるため、6月23日金曜日14時に韓国知的財産保護院（ソウル）で「知的財産犯罪捜査支援センター」を開所すると発表した。開所式には、特許庁次長、国家知的財産委員長、韓国知的財産保護院長、韓国知的財産研究院長、韓国フォレンジック学会長、韓国著作権保護院長、NAVER理事等、内外の要人が参加する。

【知的財産犯罪捜査支援センターの役割】

知的財産犯罪捜査支援センターは、知的財産侵害被害の相談および通報受付業務、商標の模倣品鑑定支援、オン・オフラインからの知的財産侵害品情報収集、デザイン模倣品の取り締まり支援を行う。また、犯罪の立証に欠かせない膨大な量の電子情報を迅速かつ正確に確保できるよう、デジタルフォレンジック（電子法医学）情報収集に必要な装置、削除資料の復旧、暗号解除などを支援する業務を行う計画である。

【知的財産犯罪捜査支援センター発足の背景】

特許庁は2010年9月に「商標警察」を発足させ、模倣品（商標侵害）の捜査を開始して以来、2019年3月に捜査範囲を特許・営業秘密・デザイン侵害に拡大して「技術警察」を発足させた。商標・技術警察は、2010年から2022年までの13年間、知的財産侵害・奪取事犯約6,000人を刑事立件し、模倣品1,258万点を押収するなど、韓国企業のイノベーションにおいて足かせとなる知的財産侵害・奪取犯罪を根絶する上で大きく貢献した。しかし、先端技術の発展に伴い、電子ファイルの暗号化や秘匿・削除等知的財産侵害・奪取の手口がますます高度化・知能化しているにもかかわらず、特許庁の捜査人員が50名（※）にすぎないため、知的財産犯罪の取り締まりに難航している。そのため、特許庁は、知的財産犯罪に効果的に対応するため、韓国知的財産保護院の傘下に技術警察と商標警察の知的財産犯罪捜査支援に向けた専担組織を発足させることになったのである。

※計50名（技術警察22名、商標警察28名）

特許庁次長は、「知的財産犯罪捜査支援センターの開所により、日増しに深刻化している知財権侵害・奪取犯罪に技術警察と商標警察が一層徹底的に対応できるようになることを期待する」とし、「特許庁はこれからも積極行政の一環として国民と企業の貴重な資産である知的財産を守るためにさらに取り組んでいく予定だ」と述べた。

2-10 韓国特許庁、2023年パブリシティ権契約・侵害現況実態調査結果を発表

韓国特許庁（2023.6.26.）

芸能人の顔の無断使用、行政調査で解決する！

- 韓国の有名芸能事務所 A 社は、情報提供を受けて所属芸能人の肖像などを無断で使用する有料展示会の開催事実を知らされ、主催側に警告状を送って展示会を取り消させた
- 韓国の有名芸能事務所 B 社は、所属事務所の同意なしに手を加えてまるで所属芸能人が化粧品を PR しているかのように映像を制作した C 社に異議を申し立て、関連映像を削除させた

韓国の芸能事務所がパブリシティ権（※）専担人材の不足により所属芸能人の顔や氏名などを無断で使用する行為への対応に難航していることがわかった。

※氏名や顔などが持つ経済的価値を商業的に利用できる権利

韓国特許庁は、「2023 年パブリシティ権の契約及び侵害現況に対する業界の実態調査」の結果を 6 月 26 日月曜日に発表した。同調査は、パブリシティ権の導入に向けて改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不正競争防止法」）の施行（2022 年 6 月 8 日）を受け、パブリシティ権の侵害に脆弱な芸能事務所を対象に改正不正競争防止法の内容を知らせるために実施された。

【調査概要】

調査対象：アルバム、映像、スポーツ等主要産業別の関連事業者 82 社

調査期間：2022 年 11 月～2023 年 2 月

調査内容：パブリシティ権に関連する契約の現況およびパブリシティ権の侵害現況など

調査方法：構造化したアンケートを活用した複合調査（訪問、オンライン、電話、ファックス）

主管機関/調査機関：特許庁、韓国知的財産保護院/韓国ギャラップ調査研究所

【パブリシティ権の認知度および契約の現況：認知度 79.3%、契約に含む 82.9%】

アンケートに回答した芸能事務所のパブリシティ権に対する認知度は 79.3%で、芸能事務所 3 社に 2 社は不正競争防止法の改正によりパブリシティ権の保護が可能になったという事実を知っていること（※）がわかった。契約書にパブリシティ権に関連する事項が含まれていると回答した芸能事務所は 82.9%となっている。契約書に含まれているパブリシティ権関連事項は、肖像（88.2%）が最も多く、次いで氏名（76.5%）、芸名（64.7%）、音声（50.0%）、身体形態（写真・絵など、42.6%）の順である。

※不正競争防止法におけるパブリシティ権保護条項の導入に対する認知度：67.1%

【パブリシティ権の侵害現況：広告に無断利用 57.1%、侵害認知の隘路 64.6%】

パブリシティ権侵害を経験した芸能事務所は全体回答の 8.6%であり、最も頻繁な侵害類型は、所属芸能人の顔などを無断で広告に利用する「広告出演契約なしに無断利用」(57.1%)であることが明らかになった。芸能事務所の隘路としては、「パブリシティ権が侵害されたという事実を突き止めること」(64.6%)の回答が最も多く、「損害額算定基準作り」(53.7%)、「侵害訴訟の進行」(46.3%)などが後に続いた。しかし、大部分の芸能事務所(80.5%)は、社内にパブリシティ権専担人材が不足(※)しているため、侵害対応に難航していることが確認された。

※回答した芸能事務所のうち、パブリシティ権専担チーム・人材の保有率：19.5%

【パブリシティ権侵害時の対応策】

現行法によると、パブリシティ権侵害行為は、不正競争行為に該当して民事上損害賠償および侵害差止請求が可能であり、特許庁行政調査の対象に該当(※)する。行政調査を申請して進める場合、費用は全額無料で、特許庁内部に行政調査専担組織(不正競争調査チーム)が存在して迅速・公正な調査が行われるというメリットがある。行政調査の結果、侵害行為が認められる場合、違反行為者に行為を差し止める是正勧告が下され、是正勧告を履行しない場合は違反行為の内容などをメディアに公表することになる。

※2022年6月～2023年5月、パブリシティ権侵害行為の行政調査申請計31件

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の調査を通じてパブリシティ権侵害に脆弱な芸能事務所の隘路を確認できた」とし、「芸能事務所の隘路解消に役立つようパブリシティ権に対する国民の意識を高め、申請された行政調査の件が迅速に処理されるよう取り組んでいきたい」と述べた。

一方、行政調査は、不正競争行為通報センター(1666-6464)、特許庁不正競争調査チーム(ucid@korea.kr)および韓国知的財産保護院不正競争調査室(1666-6464@koipa.re.kr)に有線電話・電子メールなどを通じて申請できる。

2-11 韓国特許庁、技術奪取防止策を発表

韓国特許庁(2023.6.28.)

韓国型証拠収集、アイデア原本証明制度を導入…被害立証を簡単に

これからは韓国特許庁の行政調査、産業財産権紛争調停、技術警察捜査をワンストップに利用することで、技術奪取被害にあった場合、迅速に救済されることができるようになる。

特許庁の行政調査段階で、技術奪取に対して即時に是正命令を下すことができ、未履行の際には過料を科すことも可能になる。また、被害立証の便宜を図るためにアイデア原本証明制度を導入される。

韓国特許庁は、6月28日にワンストップ紛争解決体系の構築、軽い処罰問題の解決、死傷の解消などを主な内容とする「技術奪取防止策」を発表した。

企業間取引・交渉の過程で提供されたアイデアの奪取問題、内部の従業員または競合他社による技術流出など、技術紛争の状況で簡単に支援を受けられる総合的な解決策を提供するためである。今回の対策は、与党政策調整委員長との党政協議（6月16日）、企業家と専門家が共にする討論会（6月20日）などを経て策定されたものであり、詳細は以下のとおりである。

【ワンストップ紛争解決体系の構築】

技術奪取紛争の際、迅速な被害救済を行うためにワンストップ解決体系を構築する。そのために、特許庁の行政調査、紛争調停、技術警察捜査間の連携および機能を強化する。ワンストップ紛争解決体系のために「産業財産紛争解決総合支援センター」を設置し、紛争調停、行政調査、技術警察捜査を統合的に管理・支援する。中長期的には「産業財産紛争調停法（仮称）」を制定し、「産業財産紛争調停院」を設立する案まで検討する予定である。

行政調査：現行のアイデア奪取に対する行政調査は是正勧告、未履行の際に公表のみが可能であったため、強制力がないという限界があった。実際、6件のアイデア奪取事例（2018年～2023年5月）に対して是正勧告が行われたが、履行に至ったのは2件のみであった。これからは、是正命令制度と不履行の際に過料を課する制度を新たに導入する。また、技術分野別の専門調査官体系やアイデア奪取事件を優先的に処理する迅速調査体系も講じる予定である。アイデア奪取に対する行政調査期間も現行の11か月から6か月に大幅に短縮する。被害企業が証拠不十分などにより敗訴することを最小限に抑えるため、裁判所の訴訟証拠として行政調査および紛争調停の資料が積極的に活用されるよう、記録送付要請制度も改善する。

紛争調停：特許、営業秘密、アイデアなどに対する紛争調停の事実調査機能を強化する。特許庁の技術専門家が現場調査などの技術調査まで行うことができるようにする。また、効率的な紛争調停を行うために、専門性と経験が豊富な常任紛争調停委員を置くよう、法的根拠を設ける。この5年間産業財産の紛争調停に失敗した件のうち、調停不応が54%（※）と最も多かった。今後は、意図的な調停不応の場合、特許庁の行政調査や捜査と連携できるようにし、紛争調停の資料も行政調査または技術警察に移管できる法的根拠を

定める。2 か月（2022 年基準）の紛争調停期間は維持しつつ、成立率を 75%（2022 年 64%）まで引き上げる計画である。

※最近 5 年間（2018～2022）の調停不成立件（177 件）のうち、「調停不応」は 54.2%（96 件）

技術警察：特許と営業秘密侵害にのみ限定されている技術警察の捜査範囲を産業技術の海外流出などに拡大する案を関連政府機関と協議し、推進する。

【軽い処罰問題の解決】

営業秘密流出犯罪に対して厳重な処罰を与えるため、最高検察庁・司法部と共に裁判所の量刑基準（※）を改正する。昨年（2022 年）言い渡された営業秘密海外流出犯罪の刑量は平均 14.9 か月と、法定刑最長の 15 年より短く、75.3%が執行猶予判決を受けるなど、軽い処罰という批判が多かった。

※量刑基準：裁判官が量刑および執行猶予の可否を判断する上で参考にする基準

特許庁と最高検察庁は、2023 年 4 月に営業秘密流出犯罪に対する量刑基準の引き上げを主な内容とする基準整備提案書を量刑委員会に提出した。2023 年 6 月には量刑委員会で「知的財産権犯罪」が整備対象に選定され、来年（2024 年）4 月まで量刑基準を見直す予定である。

被害企業が適切な損害賠償を受けるには、侵害の立証と損害額の算定に必要な証拠収集が肝要であるだけに、より容易に証拠を集めることができるよう、裁判官が指定した専門家が侵害現場で直接資料を調査するなどの「韓国型証拠収集制度」の導入も推進する。

法人による組織的な営業秘密流出行為に対する罰金刑を自然人の 3 倍まで強化し、二次被害を防ぐために製造設備を没収する制度も改善する。

【死角の解消】

事業提案や取引交渉の過程で発生するアイデア奪取問題を解消するため、アイデアの具体的な内容と取引交渉の際に交換した資料を電子文書化し、被害発生時に最も確実な証拠として活用できるよう、アイデア原本証明制度を導入する。

アイデア取引の交渉など本契約を締結する前も、秘密保持契約（NDA（※））の締結を義務付ける案も検討する。現行は受託・委託など本契約を締結した後のみに秘密保持契約（NDA）締結の義務条項があり、交渉の過程で事前に秘密保持契約（NDA）の締結を要請することが困難であるという現実を反映したものである。

※Non-Disclosure Agreement（秘密保持契約）

韓国のみならず海外でもコア技術が保護されるには、アイデア奪取などの補助的な保護措置に先立ち、特許で自分の権利を確実に確保し、営業秘密として強固に保護することが何よりも重要であるだけに、知的財産に対する意識を高める取り組みも継続する。

特許庁長は、「被害企業が技術奪取紛争に対する特許庁の行政調査、紛争調停、技術警察の捜査をより簡単かつ便利に利用できるよう、実効性のあるワンストップ解決体系を構築していきたい」とし、「特許庁は、これからも約1,400名の特許審査・審判官（※）などの技術専門性を基に、技術審判の役割を引き続き強化し、技術奪取紛争が迅速かつ公正に解決されるよう最善を尽くしていきたい」と述べた。

※特許審査・審判官約1,400名（博士450名、弁理士・弁護士365名、技術士29名等）

2-12 産学研の専門家が共にする「特許審査品質諮問委員会」を開催

韓国特許庁（2023.6.28.）

民間の意見を反映し、半導体・二次電池等コア技術の特許取得を支援する

韓国特許庁は、迅速かつ正確な特許審査により国家先端産業の競争力確保を支援するため、知的財産分野の民間専門家が共にする「第2回特許審査品質諮問委員会」を6月27日火曜日午後2時に韓国発明振興会で開催する。

品質諮問委員会は、昨年（2022年）7月に韓国特許庁が民間の意見を聴取し、さまざまなアイデアを特許審査政策に反映して需要者中心の積極行政審査サービスを提供することを目的として発足させた。特許審査の品質改善および政策の策定に対する諮問を担当する産学研（産業界・学界・研究分野）の専門家および弁理士15名が民間委員として委嘱された。

会議では、審査専門性の強化と品質向上など、昨年の主要議論事項に対する後続措置の現況を確認する。また、特許庁が推進してきた半導体審査支援政策（※）、集中審査時間制および代表電話対応制度、そして顧客向けの審査品質アンケート調査などの主要政策を紹介し、これらの改善に向けた意見を収集する。

※半導体分野の特許出願優先審査（2022年11月）、半導体専門審査官の採用（2023年3月）、半導体専担審査局の発足（2023年4月）

また、二次電池等国家先端産業分野での主導権確保を後押しするための審査人員の増員など、今後の計画および政策の方向性についても議論が行われる予定である。

特許庁次長は、「半導体や二次電池などを中心とするグローバル技術覇権争いの中での優位確保は、特許によるコア技術の権利化から始まるため、「強力な特許」を取得するには、迅速かつ正確な審査が不可欠だ」とし、「これからも審査政策を策定する過程で現場とのコミュニケーションを継続して強化していきたい」と述べた。

2-13 韓国特許庁、「2023年知的財産資料活用創業コンテスト」の授賞式を開催

韓国特許庁（2023.6.29.）

受賞チームには最大1.7億ウォン相当の知的財産データを5年間無償で提供する

韓国特許庁は、6月29日木曜日16時、韓国知的財産センターで「2023年知的財産データ活用創業コンテスト」の最終決選および授賞式を開催した。

本大会は、特許・商標・デザイン等の知的財産データを活用した創業アイデアを競う大会として、新規事業モデルを掘り出して知的財産サービス分野の創業を活性化するために2015年から毎年実施され、今年で9回目を迎えた。

今回の大会には、最近話題となっているChatGPT（生成人工知能サービス）の影響で人工知能技術と融合したアイデアが多く受け付けられ、計70組のうち1次書類審査を経て最終5組が決選に進出した。審査の結果、最優秀賞（特許庁長賞）は、「商標権紛争予防サービス」を開発したチームが受賞し、優秀賞（特許庁長賞）は、2組が受賞した。奨励賞（韓国特許情報院長賞）にも、2組が選定された。特に、最優秀賞を受賞したチームは、ショッピングモールの運営中に経験した商標紛争経験を基に商標権紛争予防サービスを披露し、審査委員たちの好評を得た。

特許庁は、各受賞チームに最大1億7,000万ウォン相当の知的財産データを5年間無料で提供し、行政安全部・中小ベンチャー企業部・技術保証基金等政府機関の創業支援事業（※）への連携も支援する。また、受賞チームのうち2組には、優秀なアイデアを実際のサービスとして実現できるよう、クラウドベースの創作・開発環境も提供する予定である。※行政安全部の政府横断的創業コンテスト本選進出権の付与、中小ベンチャー企業部の予備創業パッケージでの加点など

特許等の知的財産データは、産業および研究開発の動向分析や投資または金融支援に向けた企業の価値評価などに活用できる。一例として、2021年に優秀賞を受賞した企業は、知的財産データと雇用情報などの代案データ（※）を集めて企業成果の分析を可能にする「Hubble データベース」を成功裏にローンチし、事業開始1年で5億ウォン以上の売り上げを創出した。

※代替データ：政府認証、受賞歴、知的財産権など企業成果を示す非財務的データ

特許庁の産業財産情報局長は、「今回の大会に提出された優秀なアイデアが知的財産データ産業を活性化する上で土台になることを願う」とし、「これからも特許庁は、産業・経済的価値の高い、需要者中心の知的財産データを持続的に掘り出し、それらを提供するために引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

2-14 韓国特許庁・現代自動車、知的財産現場懇談会を開催

韓国特許庁（2023.6.29.）

先端モビリティの競争力、知的財産で強化する

韓国特許庁は、6月29日木曜日14時、現代自動車の研究所で積極行政の一環として現代自動車グループの知的財産担当社員と懇談会を開催した。

懇談会は、国家戦略技術である先端モビリティのグローバル競争力強化のために現場の意見とさまざまな隘路・建議事項などを議論し、その結果を知的財産政策に反映するために設けられた。

現代自動車側は、自動運転システム・エコカー・UAM（アーバン・エア・モビリティ）などの国家戦略技術分野の競争力強化に向けた知的財産管理戦略を紹介し、増えつつある海外技術流出の防止および迅速なグリーン技術分野の特許確保などに対する政府の対応策を要請した。

特許庁は、先端産業分野のコア特許を迅速に確保し、イノベーション技術の海外流出を防ぐための退職研究開発人材の特許審査官採用計画を案内し、カーボンニュートラル技術に対する優先審査制度および高品質の特許審査を支援するための人工知能ベースの特許行政イノベーション履行案を紹介した。

特許庁長は、「韓国企業がグローバル企業と激しく競争を繰り広げている状況で、先端技術に対する迅速な特許確保および保護は非常に重要だ」と強調しながら、「特許庁は、知

的財産審査・審判サービスを高度化し、コア技術の流出防止策を改善するなど、韓国企業がグローバル競争力を強化できるよう持続的に後押ししていきたい」と述べた。

一方、特許庁は、韓国の自動車企業が先端モビリティ産業部門の特許トレンドを確認し、グローバル技術競争力を確保できるよう、昨年まで自動運転感知技術および精密地図などに対する特許分析報告書を提供したのに続き、今年は電気・水素自動車のようなエコカーおよびUAMなどに対する特許分析報告書を提供する計画である。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 知的財産権保護順位、昨年 37 位から今年 28 位へと 8 年ぶりに最高順位

韓国特許庁（2023. 6. 21.）

2023 年 IMD 国家競争力評価結果、知的財産保護順位で 9 つ上昇

韓国特許庁は、スイスの IMD（国際経営開発研究所）が 6 月 20 日火曜日に発表した国家競争力評価の結果で、知的財産保護順位（※）が 64 か国のうち 28 位に上り、前年比 9 つ上昇して 8 年ぶりに再び 20 位圏入りしたと発表した。

※韓国の知的財産保護順位：2015 年 27 位→2016 年 38 位→2017 年 44 位→2018 年 39 位→2019 年 37 位→2020 年 38 位→2021 年 36 位→2022 年 37 位→2023 年 28 位

IMD 国家競争力評価の知的財産 5 つの指標のうち、残りの特許出願件数と特許登録件数は昨年に続きそれぞれ 4 位を、人口 10 万人当たり特許出願件数は 2 位を維持し、人口 10 万人当たり有効特許（※）件数は 4 位から 3 位へと 1 つ上昇（※※）した。

※有効特許：権利が満了せず継続中の特許

※※特許出願件数（4 位→4 位）、特許登録件数（4 位→4 位）、人口 10 万人当たり特許出願件数（2 位→2 位）・有効特許件数（4 位→3 位）

これまで、IMD 国家競争力指数で知的財産部分は量的指標である特許出願件数、特許登録件数等では最上位を獲得してきたが、アンケートで算出される知的財産保護順位では 30 位圏外にとどまり、改善が必要との評価を受けてきた。

特許庁は、今回の知的財産保護順位が大幅に上昇した主要な要因として、新政権発足後、この 1 年間重点的に推進してきた技術流出等知的財産侵害行為に対する処罰強化、特許庁技術警察による海外技術流出事犯の検挙、模倣品取締りの強化、産業財産権紛争調停制度の活性化、企業家向け知的財産保護講演および教育の強化などがあると分析した。

今後、特許庁は、知的財産保護順位を 10 位圏まで引き上げるために、技術流出犯罪の量刑基準の強化、技術奪取防止策の策定、韓国型証拠収集制度の導入、特許庁行政調査の実効性向上など、公正な知的財産保護体系作りに総力を尽くす計画である。

特許庁の産業財産保護政策局長は、「知的財産権の保護は、公正な補償体系を構築するための必須要素」とし、「特許庁は営業秘密等知的財産の所管官庁として、韓国企業の大切な無形資産が徹底的に保護され、公正な補償が受けられるよう最善を尽くしていきたい」と述べた。

5-2 2022 年知的財産 IP5 のうち韓国が PCT 国際調査依頼伸び率で 1 位

韓国特許庁 (2023. 6. 26.)

PCT 国際調査、グローバル半導体企業を

海外半導体企業の韓国に対する海外特許出願 (PCT) (※) 国際調査 (※※) 依頼が活気を帯びている。この 5 年間韓国に PCT 国際調査を依頼した海外多出願企業 5 社のうち 4 社が AMAT (アプライドマテリアルズ)、マイクロン、インテル、ラムリサーチ等グローバル半導体企業であることがわかった。世界最大の半導体装置メーカーである AMAT の韓国への PCT 国際調査依頼は、2018 年約 340 件から 2022 年約 720 件に増加した。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) : 特許協力条約加盟国間、1 つの PCT 願書で複数の国に同時に出願できる制度

※※PCT 国際調査 : 出願人が特定の国を選定して自らの発明が特許を取得できるか否かを事前に判断してもらう手続きで、結果を参考にそれぞれの国に出願するか否かを定める

韓国に対する PCT 国際調査依頼の伸び率が 2022 年前年比 4.4%増加し、IP5 (知的財産 5 大強国) のうち最も高い伸び率を記録した。この 5 年間、年平均 (2018~2022) の伸び率も 3.7%と 2 位に上ったことがわかった。

韓国に対する PCT 国際調査が高い伸び率を示したのは、韓国企業がグローバル市場で先端技術の競争力を確保するため積極的に PCT 国際出願を増やしたからだと分析される。

6月25日、特許庁によると、昨年韓国には30,577件のPCT国際調査が依頼され、世界で4番目に多いPCT国際調査を依頼されたと調査された。1位は欧州で84,128件、2位は中国73,908件、3位は日本48,925件、5位は米国23,971件の順である

【韓国 PCT 国際調査の伸び率 1 位（2021→2022）、5 年間年平均の伸び率 2 位】

昨年 PCT 国際調査の前年比伸び率は韓国（4.4%）が最も高かった。中国は1.2%、欧州は0.1%増にとどまった。この5年間年平均の伸び率は韓国が3.7%と2位に上った。1位は中国で7.3%、3位は米国で2.2%である。

【韓国の PCT 国際調査の受付現況：韓国内 71.6%、米国 25.9%、その他 2.5%】

昨年、韓国 PCT 国際調査の約 71.6%（21,907 件）は韓国内で依頼された。サムスン電子、LG 電子、LG エネルギーソリューションの上位 3 社が全体の約 35%を占めている。このうち世界知的所有権機関（WIPO）の 35 大技術分類別に見ると、デジタル通信（2,496 件）、バッテリー（電気機械・エネルギー、2,492 件）、コンピューター（1,917 件）、医療技術（1,570 件）、オーディオ・映像技術（1,160 件）分野等の順である。

韓国が行う PCT 国際調査の約 25.9%（7,911 件）は米国から依頼された。海外からの依頼件を技術分類別に見ると、コンピューター（988 件）、半導体（832 件）、土木工学（633 件）、バッテリー（電気機械・エネルギー、630 件）、測定（600 件）分野等の順である。先端技術分野を中心に韓国を選択して PCT 国際調査を依頼していることがわかった。

【IP5 の国別 PCT 国際調査の受付現況（自国企業の依頼率）】

韓国とは異なり、中国（99.6%）、日本（99%）、米国（96.1%）は、大部分自国企業の PCT に対する国際調査が受け付けられているということがわかった。一方、韓国（71.6%）と欧州（46.1%）は、自国だけでなく、海外企業から相当量の PCT に対する国際調査が受け付けられている。これは、調査品質、価格、信頼性などで比較的に競争力が高く、特に韓国は、半導体等先端産業が発達していて最新の技術動向の把握が有利なためと分析される。

特許庁の国際特許出願審査チーム長は、「米国の半導体等先端企業が韓国に PCT 国際調査を依頼するのは、韓国特許庁への信頼度が高く、適時に高品質の国際調査結果を提供しているためだ」とし、「PCT 国際調査結果は、出願人が特許を取得しようとするすべての国で参考にされるため、海外に進出している韓国企業が技術的優位を確保する上で役立つよう、PCT 国際調査の品質向上に一層万全を期したい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム